

日本吃音・流暢性障害学会会則細則

平成 25 年 9 月 21 日制定

平成 27 年 8 月 29 日改正

第 1 章：会費および入会手続き

第 1 条（会費） 本会会員の会費は次の通りとする。

- (1) 正会員年額 5,000 円
- (2) 学生会員年額 2,000 円
- (3) 賛助会員一口年額 5,000 円

第 2 条（入会手続）

- 1 本会に入会を希望する者は、所定の書式に従って入会申請書を作成し、理事会に提出する。
- 2 理事会は申請書が届いた直近の会議において入会審査を行い、理事長が可否を決定する。
- 3 理事会は決定の結果をすみやかに申請者に伝達する。
- 4 申請者の 1 年分の会費の前納の確認によって正式の入会手続の完了とする。
- 5 入会が年度途中であっても、初年度の会費は 1 年分を支払うこととする。

第 2 章：役員を選出

第 3 条（選挙管理委員会）

- 1 役員選挙のため選挙管理委員会をおく。
- 2 選挙管理委員会は委員長および委員 2 名により構成し、理事長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員会は全役員が選出された後に報告書を作成し、解散する。

第 4 条（役員を選出手続）

- 1 理事および監事は立候補制とし、選出は、役員の立候補受付開始日より前に当該年度の会費を前納した正会員の投票による。
- 2 立候補者は、役員の立候補受付開始日より前に当該年度の会費を前納した正会員で、選挙管理委員ではない者とし、選挙日の 2 カ月前までに選挙管理委員会に届け出る。
- 3 立候補者数が届出締切日になっても定員に満たない場合には、選挙管理委員会は届出締切日を延期することができる。

- 4 選挙管理委員会は選挙日の20日前までに立候補者名を投票資格のある正会員に通知するものとする。
- 5 理事の選出は、理事の選任数と同数の連記無記名投票による。
- 6 監事の選出は、監事の選任数と同数の連記無記名投票による。
- 7 理事、監事の選出において、得票数同数の場合、その決定は選挙管理委員会が行う抽選による。
- 8 理事の立候補者が理事の選任数と同数の場合、無投票で全員当選とする。
- 9 監事の立候補者が監事の選任数と同数の場合、無投票で全員当選とする。

第5条 (役員)の委嘱)

- 1 理事長は、前条の手続で選出された者を次期役員として委嘱する。ただし、任期中途中で選任された役員は、当期の残期間の役員として委嘱する。

第3章：委員会およびワーキンググループの設置

第6条 (委員会およびワーキンググループ)

- 1 委員会およびワーキンググループは、理事または会員の1/10以上の提案により、理事会の議を経て設置する。
- 2 理事会は各委員会およびワーキンググループにつき主担当理事を選定する。
- 3 理事長は理事会の決定に従い、委員会およびワーキンググループの代表者と構成員を委嘱する。
- 4 委員会およびワーキンググループの代表者は、毎年結果を理事会に報告する。
- 5 委員会およびワーキンググループの代表者と構成員の任期は3年とするが再任を妨げない。

第4章：付則

第7条 本会設立総会に参加した個人は暫定的に会則第5条に基づく正会員、学生会員、賛助会員とみなし、総会の日から90日以内に入会手続きを行うものとする。

第8条 第1期の役員は、設立時という特殊性を考慮し、本細則第2章の規定にかかわらず、発起人による設立準備委員会で候補者を選出し、本設立総会により承認する。

本会細則は平成25年9月21日から発効する。

本会細則は平成27年8月29日に改正し、同日から施行する。